

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

2017年7月、「核兵器禁止条約」が国連加盟国の6割を超える122か国・地域の賛成で採択され、2020年10月には批准国が50か国・地域に達し、本年1月22日に発効された。

この条約では、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとし、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。

また、核保有国の条約への参加について規定するとともに、被爆者や核実験被害者への援助についても明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。この条約を実効性の高いものとするため、核保有国及びその同盟国をはじめ、より多くの国の条約への参加が必要不可欠である。

黒部市においては、2008年9月、非核三原則の堅持とすべての核兵器などの速やかな廃絶を訴え、戦争のない平和な世界が実現することを願い、「平和都市」であることを宣言している。

よって国においては、世界で唯一の戦争被爆国としての役割を果たすべく、まず、来年1月に開催予定の締約国会議へオブザーバーとして参加するとともに、一日も早く核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

富山県黒部市議会